

## 犬山商工会議所小規模事業者設備投資等補助金審査要領

(平成28年6月7日 要領第1号)

(平成30年6月19日 要領第1号)

(制定)

第1条 本要領は、犬山商工会議所小規模事業者設備投資等補助事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第6条第1項の規定に基づき、申請された設備投資等事業の補助対象事業としての採否に係る審査について必要な事項を定める。

(審査会)

第2条 前条の審査を適正に行うため、犬山商工会議所に小規模事業者設備投資等補助金審査会（以下「審査会」という。）を設ける。

- 2 審査会は、外部有識者2名、犬山市職員1名、金融機関職員1名、犬山商工会議所役職員1名からなる審査員でもって構成する。
- 3 審査員は、犬山商工会議所会頭（以下「会頭」という。）が委嘱し、外部有識者審査員のうち1名を審査会長とする。
- 4 審査会長は、審査を統括し、審査会を代表する。
- 5 審査会に係る庶務は、犬山商工会議所中小企業相談所が行う。

(審査)

第3条 審査員は、申請案件について、別表1の「小規模事業者設備投資等事業審査基準・採点表」に基づき、所定の審査項目ごとに審査・採点する。

- 2 審査会長は、各審査員の採点（評価点）を集計し、申請案件ごとの総評価点を算出、決定する。

(審査結果の報告)

第4条 審査会長は、前条第2項の審査結果を会頭に報告する。

- 2 審査会長は、前項の報告に際し、意見等を付することができる。

(採択)

第5条 会頭は、前条の報告に基づき、総評価点の高い案件から順に、予算の範囲内において採択する案件を決定する。この決定に際しては、必要に応じ、条件を付すこと等ができる。

(採択の公表)

第6条 会頭は、採択案件について、申請者に通知（交付決定通知）するとともに、犬山商工会議所ホームページ等において公表する。

(その他)

第7条 本要領に定めることのほか審査について必要な事項は、審査会が別に定める。

附則

本要領は、平成28年6月7日から施行する。

附則

本要領は、平成30年7月2日から施行する。

## 別表 1

## 小規模事業者設備投資等事業審査基準・採点表

審査事項	審査項目	審査基準	評価点等
1. 申請適格			
①申請書	申請書及び添付書類の適格性	「実施要綱」第5条の書類は、全て提出されているか	適・否
②申請者	申請者の適格性	「実施要綱」第3条、別表1の要件を満たしているか	適・否
③その他	i) 会議所事業への協力性	申請者は、「経営発達支援事業」の遂行に協力的か	
	ii) 先端設備等導入計画	補助対象経費に「先端設備等導入計画」に基づき導入する所定の設備が含まれ、かつ同計画が犬山市の認定を受けているか	有・無 (有=5点・無=0点)
2. 事業の内容			
①経営状況 創業準備状況	経営状況分析の妥当性	自らの強み・弱みを正しく分析し、把握しているか	
②事業計画			
ア. 強み	内容の優位性	事業内容は、自らの強みを活かしたものとなっているか	
イ. 目的	目的の明確性	事業目的は、明確かつ具体的か	
ウ. ターゲット	ニーズへの適合性	事業内容は、市場の特性、ニーズを踏まえているか	
エ. 目的達成手段	目的達成手段の妥当性	事業目的に見合った手段となっているか	
オ. 性質	補助対象事業としての妥当性	設備投資のみを実施する事業内容となっていないか	
カ. 特徴	事業内容の創意性	事業の内容に創意・工夫が認められるか	
キ. 事業費	事業費の妥当性	事業費の積算は、明確かつ正確か	
ク. コンプライアンス	事業内容等の準則性	事業内容等において、「実施要綱」の規定等に違背している点はないか	

審査事項	審査項目	審査基準	評価点等
3. 事業の実施体制（時間、ヒト、モノ、カネ）			
①スケジュール	事業の実施の計画性	事業実施のスケジュールは妥当か	
②事業遂行			
	ア. 人財	事業遂行力の確実性 事業を確実に実施する人的、財政的基盤は整っているか	
	イ. 事務処理	事務処理能力の信頼性 経理等の事務処理能力は備わっているか	
③資金	資金調達の確実性	自己資金及び外部資金の調達は確実に行われるか	
④持続性	事業の持続性	設備導入後、創業後の事業継続性は妥当か	
4. 事業の効果			
①付加価値	付加価値向上目標の妥当性	付加価値額の向上に係る目標値は妥当か	
②費用対効果	費用対効果の妥当性	導入設備等の費用対効果は妥当なものか	
総評価点（最高90点）			

#### 審査の手順

1. 審査項目について、審査基準に即して審査を行い、次に掲げる5段階に依り配点された評価点を採用。

基準に該当する度合いが、極めて高いレベルにあると認められる . . . 5点  
 基準に該当する度合いが、高いレベルにあると認められる . . . . . 4点  
 基準に該当する度合いが、普通のレベルにあると認められる . . . . . 3点  
 基準に該当する度合いが、低いレベルにあると認められる . . . . . 2点  
 基準に該当する度合いが、極めて低いレベルにあると認められる . . . . . 1点

2. 審査事項のうち、「1. 申請適格」については、専ら商工会議所（審査員）が審査を行う。なお、この場合において、審査項目「①申請書」及び「②申請者」に係る評価結果が「否」である案件は、失格とし、他の審査事項についての審査は行わない。

3. 審査事項「4. 事業の効果 ①付加価値」に係る審査は、事業計画で示されている目標値について、次に掲げる基準目標値（補助対象事業として採択する上で求められる数値目標）のいずれかを基に、その妥当性を判断する。

ア. 設備投資等事業を実施することにより、付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額）が、3年間で5%以上向上することが見込まれること。

イ. 売上が、3年間で5%以上向上することが見込まれること。

ウ. 売上の減少率を3年間で5%以上抑止することが見込まれること。

（当該事業に係る市場規模の縮小など特殊な事業環境により、売上減少が常態化している事業者）

エ. 補助対象事業者が、犬山市が創業支援事業計画に基づき実施する「特定創業支援事業」に係る支援を受けた旨の証明書の交付を受け（犬山商工会議所小規模事業者設備投資等補助事業実施要綱第4条に規定する事業実施期間内に当該証明書の交付を受けた場合を含む。）、かつ、事業実施期間内に開業（個人の場合は開業届の提出、法人の場合は法人登記の完了）した者（以下「創業者」という。）の場合にあっては、次の①②の要件の全てを満たす者。

①当該創業計画書に掲げる事業目標を達成すること。

②開業2年目の付加価値額又は売上が初年度実績に比し向上することが見込まれること。